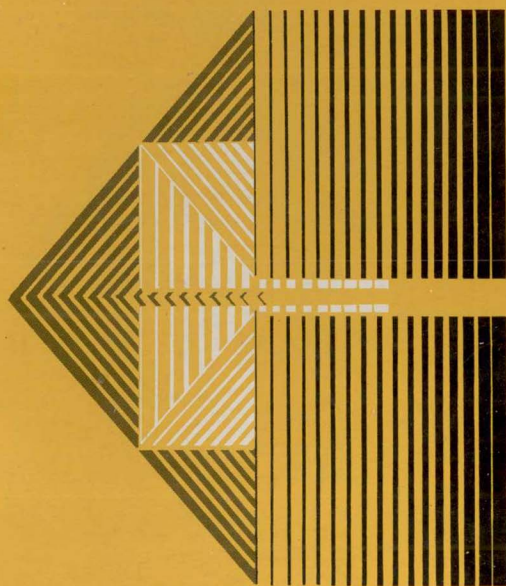


入門法人税

石川敬一著

昭和**58**年版

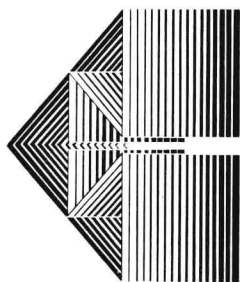


中央経済社

入門法人税

昭和**58**年版

石川敬一 著



中央経済社

著 者 紹 介

石川 敬一（いしかわけいいち）

- ① 昭和 9 年 慶応義塾大学経済学部卒業
- ② 昭和29年 国税庁税務講習所専攻科修了
- ③ 国税調査官
- ④ 国税庁税務講習所教育官
- ⑤ 現在 公認会計士

著者との了解
により検印を
省略しました

入 門 法 人 税〔昭和58年版〕

昭和58年 6 月 1 日 印 刷

昭和58年 6 月10日 発 行

著 者 石 川 敬 一

発行者 渡 辺 正 一

印刷者 柳 瀬 二 郎

発行所 株式 中 央 経 済 社

東京都千代田区神田神保町 1—31—2

電 話 編集部 (293)3371(代)

営 業 部 (293)3381(代)

振 替 口 座 ・ 東 京 0—8432

乱丁・落丁本はお取替致します

昭和工業/誠製本

ISBN 4-481-84001-3 C 1034

は し が き

本書は、初めて、法人税法を研究しようとする方のために、解説した。

本書の特色は、次のとおりである。

- (1) 法人税法をできるだけわかりやすく説明した。
- (2) 簿記と税法の相違点を明らかにし、かつ、税法の考え方を述べた。
- (3) 仕訳、貸借対照表、損益計算書を用いて解説した。
- (4) 計算例をあげて説明した。
- (5) 法律、施行令、施行規則、通達には金額を挿入して解説した。
- (6) 申告書の書き方を示した。
- (7) 復習問題、研究問題を解説の末尾においた。

本書は昭和32年出版以来、各学校、団体、会社、講習会、グループ等の教材として、意外の好評を博した。著者として、真に喜びに堪えない。

昭和58年の税法の改正を含めて、ここに昭和58年版を送る。

なお、本書は宮川久子君の協力によるところが多い。深く感謝する。

昭和58年4月

公認会計士

石 川 敬 一

研究に先だって

国会、内閣、大蔵省で、

(1) 法人税法

(2) 法人税法施行令

(3) 法人税法施行規則

が制定されます。

しかし、これだけでは、複雑な経済界のあらゆる部面を処理していくことは困難ですから、実際に税務の仕事をしている国税庁で、そのつど、いろいろの取扱いを指示してきましたが、昭和25年にこれらの取扱いを集大成して「法人税法基本通達」として公表されました。

その後は基本通達に定めのないものを「個別通達」として公表されてきましたが、昭和44年には、基本通達と個別通達とを併せて整理統合と改廃がなされて、再び新しい「法人税基本通達」が制定されました。

しかし、その後10年の経過によって経済の成長ならびに社会事情の変化が著しく、再び取扱通達の全面的な見直し検討が加えられ、昭和54年から56年までに四次にわたる基本通達の大改正が行われました。

この改正内容は、法人税法関係だけでなく、租税特別措置法関係及び耐用年数の適用等に関する取扱通達にも及んでおり、きわめて重要な改正事項を含んでいます。

本書は、重要な法人税法の規定に基本的な通達を掲載し、算式、計算、復習及び試験問題に至るまで適宜に織り込んで法律知識の万全を期して解説してあります。

そのほか、商法、民法の知識もかなり必要ですから、法人税法を研究すると同時に、他の法律または他の税法も研究していただきたいのです。

なお、解説のうちには、略号として

法人税法第13条第1項第1号は、法13①1号

同施行令第21条第2項は、施行令21②

同施行規則第7条は、規則7

租税特別措置法第62条第3項は、措置法62③

基本通達4-1-1は、基通4-1-1

個別通達昭和34年8月24日直法1-150は、34.8.24直法1-150

を用いてあります。

さらに、法人税法を研究される方は、法律、通達集を座右におかれ、解説をよむと同時に参照され、逐次条文、通達に親しみ、かつ、慣れるようにされたらよいと思います。

終りに法人税法の結晶は、申告書ですから、別表1～別表19の書き方については、十分練習されることをお奨めいたします。

事実、申告書が満足に書ける人は案外少ないのです。

ただし、本書に収録した申告書別表は58年度書式によっています。

では、これから始めましょう。

(注) 本書についてご質問の方は、著者宛直接書面をお願いします。

(宛先) 東京都文京区本郷一丁目15-6 高橋ビル(後樂園前)

公認会計士 石川 敬一

目 次

1	法人の種類	1
2	納税義務者	4
3	会社の分析	7
4	同族会社	13
5	事業年度	23
6	所得	26
7	経費勘定	32
	第1 租税公課	32
	第2 報酬, 賞与, 退職金	36
	第3 寄付金	41
	第4 交際費	45
8	収益勘定	50
	第1 売買損益帰属の時期	50
	第2 割賦販売等	51
	第3 延払条件付譲渡	51
	第4 長期工事の請負	52
	第5 委託販売	52
	第6 請負	53
	第7 売上割りもどし	53
	第8 抽せん券付販売	54
	第9 金品引換券付販売	54
	第10 商品引換券の発行収益	55
9	棚卸資産	56

10	有 価 証 券	65
第 1	有価証券の評価方法	65
第 2	有価証券の取得価額	66
11	固 定 資 産	67
12	減 価 償 却	72
13	修繕費と資本的支出	93
14	繰 延 資 産	97
15	圧 縮 記 帳	101
第 1	保 險 差 益	101
第 2	国 庫 補 助 金	105
第 3	工 事 負 担 金	107
第 4	交 換 差 益	109
第 5	収用等による代替資産	114
16	所得金額の特別控除	118
第 1	収用等による所得控除	118
第 2	特定事業等への譲渡による所得控除	119
第 3	資産の譲渡に係る所得控除の限度額	120
第 4	技術等海外取引による所得控除	121
17	準備金，引当金	123
第 1	貸 倒 引 当 金	123
第 2	価格変動準備金	128
第 3	退職給与引当金	132
第 4	特別修繕引当金	136
第 5	賞 与 引 当 金	138

第 6 返品調整引当金	142
第 7 債権償却特別勘定	144
第 8 中小企業等海外市場開拓準備金	146
第 9 製品保証等引当金	148
第 10 国際科学技術博覧会出展準備金	150
18 税法独特の勘定科目	151
第 1 受取配当金益金不算入	151
第 2 受取配当金の $\frac{25}{100}$ 益金算入	153
第 3 み な し 配 当	159
第 4 身 代 り 株 式	160
第 5 繰 越 欠 損 金	162
第 6 合 併 差 益	163
第 7 資産の評価損益	166
第 8 借 地 権	169
第 9 欠損金の繰戻し	170
19 積 立 金	171
20 清算所得の計算	175
21 同族会社の行為・計算の否認	181
22 同族会社の留保金課税	186
23 還 付 金	192
24 税 額 控 除	194
第 1 所得税額の控除	194
第 2 外国の法人税額の控除	195
第 3 試験研究費の特別控除	196

第4 省エネルギー設備の特別控除	197
25 実質所得者課税の原則	199
26 課 税 標 準	200
27 税 額 計 算	201
28 軽減税率適用所得金額	203
29 申 告	207
第1 申告の種類	207
第2 申告書の記載事項	209
第3 申告上の注意	210
第4 青色申告	212
30 法人の設立申告	218
31 納 付, 延 納	219
32 土 地 譲 渡 税	220
33 地 方 税	222
34 国 税 通 則 法	225
35 税 務 会 計 原 則	231
36 総 合 計 算 問 題	233
租税公課に関する質問集	247
事業税の質問集	250
社外流出・認定賞与・留保・その他・※印の質問	251
法律用語の解説	254
法人企業の実態	257
税務調査	258
付録 申告書様式	271

1 法人の種類

I 法人とは何か

われわれ人間は、いろいろの目的のために、いろいろのグループを作っている。ここに、人間の大きな特色がある。

会社、団体、協会、学校、組合、党、都道府県、市町村、国家などがある。これらのグループを「法人」という。

II 法人の種類

税法では、いろいろの立場から、法人を分類している。

① 内国法人と外国法人

② 公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人

(1) 内国法人と外国法人(注2)

内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

外国法人とは、内国法人以外の法人をいう。

(2) 公共法人

公共法人とは、法人税法別表第1(公共法人の表)に掲げる法人をいう。

(注) 公共的性格を有している法人である。

その代表的なものは、次のものである。

① 地方公共団体(都道府県、市町村)

② 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、住宅・都市整備公団、

日本道路公団，国民金融公庫，中小企業金融公庫等

③ 日本育英会，日本私学振興財団，日本放送協会等

④ 国民健康保険組合，健康保険組合等

(3) 公益法人等

公益法人等とは，法人税法別表第2（公益法人等の表）に掲げる法人をいう。

（注）公益を目的とする法人である。

その代表的なものは，次のものである。

① 日本赤十字社，日本商工会議所，財団法人，社団法人，社会福祉法人，
宗教法人，学校法人等

② 弁護士会，税理士会，弁理士会

③ 国家公務員の団体，地方公務員の団体，労働組合等

④ 国鉄共済組合，社会保障研究所，酒造組合等

(4) 協同組合等

協同組合等とは，法人税法別表第3（協同組合等の表）に掲げる法人をいう。

（注）相互扶助を目的とする法人である。

その代表的なものは，次のものである。

農業協同組合，漁業協同組合，森林組合，商工組合，商店街振興組合，消費
生活協同組合等

(5) 人格のない社団等

法人でない社団又は財団で，代表者又は管理人の定めのあるものをいう。

（注）親睦，研究を目的としているものが多い。

その代表的なものは，次のものである。

同窓会，PTA，研究会，協会，クラブ等

（注）人格のない社団等は，法人とみなす（法3）。

(6) 普通法人

普通法人とは，営利法人をいう。

(注) 営利を追求する法人である。

その代表的なものは、次のものである。

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、医療法人等

復習問題

- (1) 法人の種類をあげ、その特色を比較しなさい。
- (2) あなたの勤務先は、どの法人に属していますか。
- (3) 税法は、なぜ、法人を分類していますか、その理由を考えて下さい。

〔法人税の学び方〕 その1

法人税の学習方法には、いろいろあるが、法人税の申告書別表1～別表19を一通り揃え、法人税法及び法人税通達集を座右に備えておくことが、最も望ましい状態であろう。

2 納 税 義 務 者

I 簿記と税法との相違点

簿記では、納税義務者のことにふれていないが、税法では、誰が「納税義務者」であるかを明確にしなければならない。

II 納 税 義 務 者

(1) 内 国 法 人 (法 4 ①)

原 則 内国法人は、法人税法により、法人税を納める義務がある。

例 外 内国法人である

① 公益法人等

② 人格のない社団等

については、「収益事業」を営む場合に限る。

(注) 「収益事業」とは、販売業、製造業等で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう (法 2・13号)

(2) 外 国 法 人 (法 4 ②)

原 則 外国法人は、「国内源泉所得」を有するときは、法人税法により、法人税を納める義務がある。

(注) 「国内源泉所得」とは、国内において行う事業から生じ、又は国内の資産の運用等から生ずる所得等をいう。

例 外 外国法人である

- ① 公益法人等
- ② 人格のない社団等

については、国内源泉所得で、収益事業から生ずるものを有する場合に限る。

(3) 公 共 法 人 (法4③)

公共法人は、法人税を納める義務がない。

Ⅲ 法 人 税 の 税 率

(1) 内 国 法 人 (法66・措置法42①)

内国法人である

- ① 普通法人
- ② 人格のない社団等

は、所得に対して、

原 則	$\frac{42}{100}$
------------------	------------------

例 外 普通法人のうち、資本金1億円以下のもの、人格のない社団等で、 年800万円以下の金額	$\frac{30}{100}$
--	------------------

- ③ 公益法人
- ④ 協同組合等

は、所得に対して	$\frac{25}{100}$
----------------	------------------

(2) 外 国 法 人 (法143)

外国法人である

- ① 普通法人
- ② 人格のない社団等

は、国内源泉所得に対して、

原 則	$\frac{42}{100}$
------------------	------------------

例 外 普通法人のうち、資本金1億円以下のもの、人格のない社団等で 年800万円以下の金額	$\frac{30}{100}$
---	------------------

③ 公益法人等

は、国内源泉所得に対して…………… $\frac{25}{100}$

復 習 問 題

- (1) 普通法人、公益法人等、人格のない社団等、協同組合等の税率を比較しなさい。
 (2) あなたの会社の所得はいくらですか、その税率は、その税額はいくらになりますか計算しなさい。

(普通法人) [税 率 一 覧 表]

資本金 1 億円超		
基 本 税 率	42 %	
軽 減 税 率	32 %	
資本金 1 億円以下	年 800 万円超	年 800 万円以下
基 本 税 率	42 %	30 %
軽 減 税 率	32 %	24 %

(注) 支払配当等(株主配当)には措置法第 42 条により軽減税率

試 験 問 題

法人税の納税義務者と課税客体である課税所得等の範囲について、簡潔に説明しなさい。(昭和 55 年税理士試験)

3 会社の分析

I 会社の分析

法人税法は、難解であるといわれているが、社会が複雑であり、会社の内容、その目的がハッキリしていないから、難解のように考えられるのである。

そこで、まず、法人の大部分は、会社であるから、会社の内容を分析してみよう。

参 考 会社は、150万の多きに達し、株式会社、合資会社、合名会社、有限会社がある。

[参 考 表]

